

令和3年度事業計画

基本方針

毎年のように激甚な災害が発生するなど、建設技術関係者の役割はますます重要となっている。一方、地方整備局、地方公共団体等においては、長年にわたる厳しい定員事情のもとで、専門的な知識を有する技術者の減少や組織内の年齢構成の偏り等が見られ、人材の確保や技術の伝承が大きな課題となっている。このような状況を踏まえ、会員の多様な要望に応え、技術力の向上、交流・連携の推進に資する活動等を展開する。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する動向は予断を許さないが、社会情勢等を踏まえ、必要な対策を講じた上で、会員や地方協会の役に立つ活動を行うよう努める。

- (1) 建設（公共）事業を取り巻く諸課題に対応するとともに、会員のニーズに応え、技術研修、機関誌の発刊、出版等の諸事業について一層の充実を図る。
- (2) 全建活動の活性化を図るため、顕彰事業、建設関係者表彰、地方協会等の活動支援を推進するとともに、全建活動の積極的な広報を進め、また地方協会との連携強化を図り、会員の維持・拡大に努める。

事業計画の概要

1. 技術研修事業

建設技術に関する知識の向上等を図るため、新型コロナウイルス感染症に関する動向等を踏まえつつ、建設技術講習会を10回、実地研修会を5回開催する。また、研修内容の充実を図るため、研修委員会において研修テーマや研修のあり方を検討するとともに研修参加者や地方の会員の意見を採り入れるため合同研修委員会を開催する。

- ① 建設技術講習会では、公共事業における新技術の活用、これからの社会インフラの維持・管理更新など、建設行政や建設技術に関する喫緊の重要課題や最新情報を取り上げ、講義にはアンケート等を踏まえ、内容の充実を図るとともに、タイムリーな話題や具体的な取組み事例を積極的に取り入れる。
- ② インフラ整備・管理の歴史的経緯や諸外国との比較等により、我が国のインフラ整備・管理のストック効果やフロー効果が有している社会・経済上の意味についての講義を取り入れる。
- ③ 機関誌月刊「建設」を活用し、視察現場の写真や講習会参加者の意見・感想を掲載するなど、建設技術講習会の魅力を発信する。
- ④ 講習会ごとに講義や現場視察のセールスポイントを1枚にまとめた「講習会の概要」を作成するとともに、建設技術講習会日程表（講師名、講義内容）及び参加者同士の交流会の参加講師などを早期に公表し、全建ホームページ等で積極的なPRを行う。
- ⑤ 建設系CPD協議会への加盟を踏まえて、賛助会員や一般の建設業者等の参加促進を図るとともに、若手割引や地元割引（地区連割引）等の各種割引を実施する。なお、合同研修委員会等において討議するなど、参加促進に向けた検討を進める。
- ⑥ 実地研修会では現地視察のみではなく、事前に概要説明等の講義を行うとともに、アンケート等を踏まえ内容の充実を図る。
- ⑦ 建設技術講習会や実地研修会では、技術者同士の連携・交流を図り、意見交換や情報交換を行うことにより知見と人脈を広げ、今後の業務に役立ててもらうことを目的に「参加者同士の交流会」を実施する。

- ⑧ 研修資料（PDF）を会場においてタブレット等で閲覧できるよう、リンク先をテキストに記載し参加者の利便性を図る。また、研修資料（PDF）をホームページに掲載するなど、その有効活用を図る。
- ⑨ 事務の効率化、参加者へのサービス向上を図ることができるよう、WEBを活用した申し込みシステムについて検討する。

【建設技術講習会】

年月	開催地	開催テーマ
R3年 8月	水戸市	第673回 上水道行政の課題・下水道行政の課題<2会場>
9月	盛岡市	第674回 これからの公共事業と建設技術者のあり方
	富山市	第675回 これからの社会インフラの維持管理・更新
10月	青森市	第676回 Society5.0に向けた公共事業における新技術の活用
	福岡市	第677回 公共工事の品質確保と入札契約の適正化
11月	大阪市	第678回 都市行政の課題・河川行政の課題<2会場>
	岐阜市	第679回 工事積算（土木・建築）の動向とi-Constructionの取り組み
R4年 1月	宮崎市	第680回 災害に強い安全な国土づくり
2月	高松市	第681回 道路行政の課題、港湾・漁港行政の課題<2会場>
	岡山市	第682回 災害復旧

※開催テーマ等については、研修委員会において検討し、状況に応じて変更する場合がある。

2. 機関誌事業

機関誌月刊「建設」については、関係機関、地方協会の協力を得て、国内外の社会インフラに係る情報を幅広く調査し、提供する。機関誌編集委員会を開催して編集計画を策定し、編集内容の充実を図る。また、「会員だより」に寄せられる意見等をより一層活用し、合同編集委員会で検討すること等により、全国の会員のニーズを反映した編集となるよう努める。具体的な記事については、主に以下の内容を掲載し、誌面の充実を図る。

- ① 機関誌月刊「建設」では、建設関係施策の周知と建設技術の習得・向上を基本的なコンセプトとして、今日的課題である「維持管理」「自然災害」「地方創生」を中心に特集として取り上げ、最新の行政情報をはじめ全国各地で実施されている建設事業や地域情報等についても広く取り扱う。また、「特集の趣旨」を引き続き掲載し、特集を企画するに至った当該テーマを取り巻く社会情勢、主要な施策、特集の構成等を掲載することにより、読者が特集の内容を体系的に理解できるようにする。
- ② 特集以外の主な掲載記事として、会員の技術の研鑽に寄与するため、資格取得に関する合格体験記や諸外国のインフラ情報、i-construction に関する話題をはじめとした最新の技術を活用した生産性の向上を目指す取組事例についても随時掲載する。

令和2年度に企画委員会から報告があった「建設技術関係者の連携交流の推進について」を受けて「学ぶ・つなぐ・広げる」を随時掲載するとともに、会員からの意見等を踏まえ「公務員技術者の訴訟リスク」等について随時掲載する。

【機関誌月刊「建設」】

発行月	特集テーマ
4月	技術の伝承・技術力の向上にむけて ～技術・知恵の伝承～
5月	地域活性化の推進 ～まち・ひと・しごとの創生～
6月	災害に強い安全な国土づくり ～防災・減災～
7月	インフラの魅力が伝わる広報へ ～地域の成功例に学ぶ～
8月	令和2年度表彰
9月	社会資本の戦略的な維持管理 ～維持管理の高度化・効率化～
10月	公共工事の品質確保に向けた取組み ～担い手確保の推進に向けて～
11月	地域活性化の推進 ～観光資源の魅力を極める～
12月	社会資本のストック効果 ～ストック効果の最大化、見える化～
1月	公共工事の生産性の向上にむけて ～i-Construction等による建設生産性革命～
2月	社会資本の戦略的な維持管理 ～維持管理のアセットマネジメント～
3月	災害に強い安全な国土づくり ～復旧・復興～

※特集テーマについては、編集段階（編集委員会）で検討し、状況に応じて変更する場合がある。

3. 調査研究事業

(1) 建設関係諸調査

公共事業に関する最新の施策等について広く情報収集に努め、その結果等について、ホームページならびにメールマガジン等にて情報提供を行う。

(2) 管理瑕疵事故調査

適正な公物管理に資することを目的に、これまでの調査成果である「公共事業及び公共施設に係わる事故事例（民事事件及び刑事事件）事例集」を、会員の要望に応じ情報提供を行うとともに、管理瑕疵事故事例集の収集を引き続き依頼する。

また、地区連合会が主催する管理瑕疵問題に関する事業に対し助成を行う。

(3) 地方協会実態調査

地方協会の維持・拡充に資するよう、組織の現状を把握するなど、地方協会の実態調査を行う。

4. 出版事業

建設技術関係者の業務の円滑な執行に資するため、建設技術及び業務をサポートする図書を編集・発行する。「令和3年災害手帳」「令和4年 2022全建手帳」「基礎から学ぶインフラ講座」の内容の充実を図り改訂を行うとともに、新規出版物の発行を検討する。

また、「流量観測野帳（一般）」等、必要に応じて重版を行う。

発行にあたってはリーフレットを作成するなど、積極的なPRに努める。

出版物名
(改訂予定)「令和3年 災害手帳」
(改訂予定)「令和4年 2022 全建手帳」
(改訂予定)「基礎から学ぶインフラ講座」
(重版予定)「流量観測野帳（一般）」

5. 顕彰・広報事業

(1) 顕彰事業（事業表彰）

良質な社会資本の形成、建設技術の向上等を図るため、顕彰事業の制度の充実に努め、優れた建設技術の創意工夫をこらした活用並びに事業の進め方やインフラの運用の工夫等により、優れた成果の得られた事業及び施策等を実施した機関並びに賛助会員に対して、全建賞審査委員会の選考を経て、全建賞を授与し、顕彰する。

なお、令和2年度全建賞から、「特定のインフラに係わらない取り組みの部（特定インフラ以外の部）」の「異なる部門の事業が連携した取り組み（事業連携分野）」を廃止し「異なる部門の事業が連携した取り組みの部（事業連携の部）」を新設する。

(2) 公共事業に関する広報関係事業

公共事業が国民の生活に果たす役割、経済の発展や地域の再生・振興等に果たす役割等について国民の理解の促進を図るため、建設関係施策に関してホームページ、メールマガジン、講習会等の充実に努め、情報提供を実施する。具体的には「i-Construction(建設現場の生産性革命)」「防災・減災対策」、「社会資本の戦略的な維持管理・更新」や「技術の伝承・技術力の向上」、「地方創生・地域活性化の推進」、「土木・建築の魅力を伝える広報」、「社会資本のストック効果」等について情報を収集し広報に努める。

6. 公共工事品質確保技術者資格制度事業

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、発注関係事務を適切に実施することができる者が公共工事の発注者を支援することによって、工事の品質確保が図られることを目的に、品質確保技術者（Ⅰ及びⅡ）の資格試験・認定を行う。新型コロナウイルス感染症に関する動向等を踏まえつつ、令和3年度の資格試験を全国10都市において実施するとともに、登録更新講習を実施する。

また、公共工事品質確保技術者資格制度の周知を図るとともに、品質確保技術者の活用が図られるよう取組みを進める。

さらに、認定登録した品質確保技術者に対して、業務の円滑な執行や技術力の向上等に資するため、メールマガジン等を活用して入札契約制度の改善や品質確保の向上に向けた施策に関する最新の情報を適宜提供するとともに、資格保有者のCPD（継続学習）制度の利用促進に努める。

7. 組織強化・全建活動支援事業

今後の建設技術関係者を取り巻く諸課題を踏まえ、各地方協会と協力して全建活動の根幹である会員の加入促進に努め、組織の充実・強化を図り、会員の技術力向上、交流・連携に資する事業を強化・促進する。

(1) 組織の充実・強化

地方協会との連携を一層深め、下記の①～④の方針に基づき会員の加入促進に努める。

- ① 新規採用者のほか、再入会者・未加入者の加入促進に努める。
- ② 未加入市町村の加入促進、都道府県管内市町村職員の加入促進に努める。
- ③ 豊富な経験・技術力を有するOBの活用を推進し、OB会員の加入促進に努める。
- ④ 異動等に伴う自然退会の抑制・再入会の促進に努める。

また、会員の加入促進など組織の充実を図り、協会活動の推進に貢献した地方協会及び新たに設立した地方協会に「全建の未来を育む功労協会賞」を授与し、顕彰する。

(2) 地方協会等活動支援

地方協会等が実施する、会員の技術水準及び社会的地位の向上、並びに会員相互の交流事業等に対して、地方協会等事業助成制度により支援を行う。

令和2年度に企画委員会から報告があった「建設技術関係者の連携交流の推進について」を受けて、地方協会等事業助成制度について対象事業や申請回数、助成金額等の規定を一部改正し施行するなど、建設技術関係者の連携交流を推進する。

会員の貴重な体験や経験について技術の伝承を図るため、地方協会間を講師派遣の出前講座で結ぶ「伝承プロジェクト」助成制度を活用して支援を行う。

特徴ある地方協会活動については、機関誌月刊「建設」等を通じ広報する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する動向等を踏まえつつ、地方協会総会への参加、栃木県内で9月頃に開催予定の全国事務局長会議、全建の意義や事業についてのパンフレットや事務局長の手引き等を活用した地方協会への協会活動の周知等により、地方協会活動の支援に努める。

地方協会の活動事例、データ等を収集、整理し、各種会議等において地方協会に情報を提供する。

新型コロナウイルス感染症に関する動向等を踏まえつつ、全建活動の改善に資するよう、本部役職員による事務局担当者からのヒアリング、幹部との面談を行い、地方協会の活動や事務の実態、課題等の把握に努めるとともに、地方協会の疑問、悩みに対して情報の提供等を行う。

(3) 建設関係者表彰

全建活動に対する指導・運営、建設技術の進歩発展、建設行政の推進、災害支援活動等に関して、功績が顕著なる会員等に「谷口賞」、「小沢賞」及び「全建功労賞」を授与し、顕彰する。

また、長期にわたり、建設行政の発展と建設技術関係者の社会的地位の向上に尽力した会員に「長期会員表彰」を授与し、顕彰する。

これらの表彰は、全建賞と同じく機関誌月刊「建設」、冊子「表彰」及びホームページに掲載する。

(4) CPD制度の運営

社会資本整備・管理に携わる建設関係技術者が、公共事業の変化に対応した新しい技術・知識の習得や各自の保有する技術水準の維持・向上に資するため、全建CPD制度について、会員や多くの技術者に利用されるようPRするとともに、制度やシステムの適切な運営に努める。

また、建設系CPD協議会での活動を通して、技術者の継続教育の社会的な認知度の向上を図る。

(5) 建設系公務員賠償責任保険制度

建設系公務員賠償責任保険制度について、地方協会ならびに会員に対し、機関誌月刊「建設」（毎月掲載）や地方協会総会等の場を活用し、積極的なPRに努める。

(6) 会員サービス等の実施

- ① 本会発行の技術図書を会員価格で提供するとともに、他機関発行の技術図書について割引斡旋を行う。
- ② 会員の死亡等への見舞金の支給、大規模な災害で被災した地区に関係する地方協会への支援等を行う。
- ③ 会員サービスの向上や長期的観点に立った事務の効率化に資するよう、会員の入退会の報告、会費の徴収等に関する事務の改善を図る。
- ④ 全会員を対象に、建設系公務員求償補償サポートと弁護士・医師等電話相談サポートをサービスとする「全建会員安心サポート制度」（令和2年度創設）を運用する。